

令和6年度室戸市体験博覧会運営事業委託業務仕様書

1. 業務名

令和6年度室戸市体験博覧会運営事業委託業務

2. 体験博覧会とは

(目的)

地域の魅力の発掘と発信をし、本市の観光地としての魅力向上を図る。

(概要)

小規模で多彩な体験型のプログラムを一定期間に集中して提供する。

3. 事業の目的

新たな体験型のプログラムの掘り起こしや、磨き上げ、体験プログラムのPR。

4. 委託業務の内容

(1) 体験博覧会の運営

- ① 体験博覧会の企画・運営
- ② 体験事業者間の調整
- ③ 総合窓口(問合わせ・予約等)
- ④ そのほか運営に関する業務

(2) PR業務(提案による)

パンフレット、ポスターのデザイン、作成・配布(関係施設)、SNS、折込チラシ等

(3) 体験事業者向けのセミナーorワークショップの開催

対象: 市内の体験事業者等

目的: 体験メニューの磨き上げ
磨き上げ等

回数: 2回以上

(4) 体験事業の掘り起こし

対象: 市内の体験事業候補者

目的: コンテンツ化の掘り起こし、体験博覧会への参加依頼

回数: 3日以上

(5) 体験博覧会参加者へのアンケート調査、集計作業

5. 業務期間

(1) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年11月29日(金)まで

(2) 体験博覧会実施期間(予定)

令和6年9月21日(土)~令和6年10月27日(日)まで

6. 成果品

(1) アンケート、集計結果を含む業務の評価・反省点等をまとめた資料

- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料や写真
- (3) そのほか市が必要と認める資料

7. 留意事項

- (1) 事業実施者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、市が書面によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) 事業実施者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 委託業務に係る成果物の著作権は市に帰属するものとする。
- (6) 業務を遂行するうえでの必要な画像データ・資料等は、受注者で入手すること。
- (7) 事業実施者は、業務実施過程で発生した障害や事故等について、大小にかかわらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。